

## 土岐市公共施設動画モニター事業プロポーザル実施要領

この実施要領は、広報及び自主財源確保のため、2019年1月に移転・業務開始を予定している土岐市役所新庁舎等の待合スペースに動画モニターを設置し、待ち時間を活用して市政情報及び生活情報（民間企業広告）を放映する事業を実施する事業者を選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

### 1. 事業概要

#### (1) 事業名

土岐市公共施設動画モニター事業

#### (2) 事業範囲

本事業は市役所本庁舎等公共施設に市政情報及び生活情報（民間企業広告）を放映するための動画モニター（付随する設備を含む。以下同じ。）を設置し、運用するものである。事業者の主な事業内容は以下のとおりである。

##### ①動画モニターの設置

土岐市役所本庁舎等公共施設の指定された場所に動画モニターを設置すること。

##### ②動画モニターの運用管理

市政情報（災害情報を含む）及び生活情報（民間企業広告）等の情報コンテンツを制作し、配信すること。また、定期的にメンテナンスを行い、機器やシステムの障害発生時は早急に対応すること。

##### ③広告主の獲得

放映する広告の広告主を獲得すること。

##### ④上記業務に係る費用の負担

動画モニターの調達、設置、運用管理、撤去（協定期間終了後の現状回復含む）に伴う工事、広告主の獲得、市政情報及び生活情報（民間企業広告）等の情報コンテンツの制作に係る費用と動画モニターが消費する電気料（消費電力等に応じ算出した額）を負担すること。

#### (3) 設置場所等

##### ①土岐市役所本庁舎（2019年1月4日開庁予定）

住所：土岐市土岐津町土岐口2101番地 ※別紙設置位置図参照

##### ②その他の施設（上記①以外で事業者が提案する施設）

※①は必須、②は任意とする。

※②土岐市立総合病院を除くものとする。

#### (4) 掲示可能期間

2019年1月4日（予定）を開始日とし、以降2024年3月31日までの範囲内で設定する期間とする。

#### (5) 動画モニターの仕様等

①46～55インチ程度のものであること。

②設置箇所に適した形で、薄型等により場所をとらないものであること。

※（設置箇所については別紙設置位置図参照）

- ③鋭利な突起物等がない安全に配慮したものであること。
- ④転倒や転落が発生しないよう確実に固定できるものであること。
- ⑤タイマーによる電源の自動投入、自動遮断及び映像の自動再生ができるものであること。
- ⑥その他、機器設置方法及び機器設置スケジュールの詳細については、事業者、新庁舎施工業者及び市との協議の上で決定する。

#### (6) 動画モニターの運用等

- ①放映時間は、原則各施設開庁（館）日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- ②広告主の選定及び広告内容等については、土岐市広告掲載要綱（平成20年1月9日告示第3号）を遵守すること。また、市において事前に審査を行うため、広告内容（広告内容の変更を含む。）を広告放映開始日の前月の10日までに提出すること。
- ③音声が発生する機器を用いる場合は、業務に支障のないよう音量を設定すること。
- ④動画モニターの表示時間全体の5分の1以上の時間を市政情報の発信に充てること。
- ⑤市政情報は、随時更新ができるものとする。
- ⑥市政情報について、災害時には緊急情報の放映ができる仕様のものとする。
- ⑦その他、動画モニターの運用方法について独自の提案があれば自由提案として企画提案書に記載すること。

## 2. 掲示期間中の注意事項

- (1) 掲示期間内であっても、設置台数、設置場所及び情報コンテンツについては協議のうえ変更することがある。
- (2) 市は、事業者の責に帰する理由に基づき、庁舎等の利用に不適当な事情が発生した場合は、本事業の一部又は全部を中止させることができるものとする。この場合、事業者は動画モニターを撤去し、かつ、原状に復さなければならないものとし、市は既納の動画モニター設置料及び電気料を返還しない。

## 3. 応募資格

次のすべての条件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (3) 公告日現在において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 土岐市入札参加資格者名簿に登載されていること。ただし、未登載の事業者においては、平成29年11月30日時点の土岐市入札参加資格者名簿に登載されていること。（手続きについては、総務部総務課契約係に確認すること。）
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 土岐市からの指名停止措置を、プロポーザル参加申込受付期間開始日から当該業務の本契約締結の日までの期間内に受けていないこと。

#### 4. 事業者選定スケジュール

内容	期間
公募開始・実施要領の公表	平成 29 年 10 月 24 日（火）に市のホームページにて公表
質問の受付	平成 29 年 10 月 24 日（火）から平成 29 年 11 月 7 日（火）まで随時受付
質問に対する回答	随時、市のホームページに「質問と回答」を掲載
提出書類等の提出	平成 29 年 10 月 24 日（火）から平成 29 年 11 月 30 日（木）まで
ヒアリング審査・事業者決定	平成 29 年 12 月 12 日（火）

#### 5. 質問の受付・回答

- (1) 質問は平成 29 年 10 月 24 日（火）から平成 29 年 11 月 7 日（火）午後 5 時 15 分まで随時受け付ける。
- (2) 提出方法は電子メール（様式は任意）とする。  
提出先 土岐市役所総務部総合政策課  
E-mail : sosei@city.toki.lg.jp
- (3) 質問に対する回答は、随時市のホームページ上に「質問と回答」を掲載する。  
<http://www.city.toki.lg.jp/docs/dougam.html>
- (4) 質問の回答内容は、本実施要領の追加又は修正とみなす。

#### 6. 提出書類等

- (1) 提出期間  
平成 29 年 10 月 24 日（火）から平成 29 年 11 月 30 日（木）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土曜日及び日曜日等の閉庁日を除く）
- (2) 提出場所  
〒509-5192  
岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101番地  
土岐市役所総務部総合政策課
- (3) 提出方法  
上記(2)へ直接持参又は郵送すること。
- (4) 提出部数  
10部
- (5) 提出書類
  - ①プロポーザル参加申込書(様式第1号)
  - ②企画提案書(任意様式)企画提案書は、添付書類を除きA4版10ページ以内とする。  
(ア)企画提案書には以下の事項を必ず掲載すること。
  - i)提案金額
    - ・提案金額は市に支払う動画モニター設置料（消費税及び地方消費税を含む。）と電気料を1年当たりの総額で表示すること。 ※行政財産の目的外使用料は減免扱いとする
    - ・複数施設に設置する場合は施設ごとの内訳も表示すること。

- ii) 設置するモニターの仕様
  - iii) 番組構成、運用フロー
  - iv) メンテナンス体制、広告主の募集体制、問い合わせ・苦情等への対応体制など
- (イ) 企画提案書には以下の書類を添付すること。
- i) 会社概要等、会社の事業内容がわかるもの
  - ii) 類似業務の他団体での実績（他団体での実績がない場合は添付不要）
  - iii) 自社で所有する広告審査基準（自社で所有する広告審査基準がない場合は添付不要）

## 7. 事業者の選定等

- (1) 市の関係職員で構成する選定委員会において、提出された企画提案書とヒアリングにより、最も評価の高い1者を選定する。
- (2) 審査項目は、下記のとおりとする。

項目	評価の観点	配点
提案金額	市に支払う動画モニター設置料及び電気料の金額の妥当性があるか。	10点
企画力	本業務の目的、内容を理解し、募集要項に沿った内容となっているか。	5点
	番組構成、運用フロー等の企画提案内容が充実しているか。	5点
	募集要項に明示していない事項で、専門的知識や自由な発想を活かした提案がなされているか。	5点
実現性	企画提案内容が確実に実行できるか。（類似業務実績や見本から遂行能力を評価する。）	5点
信頼性	メンテナンス体制、広告主の募集体制、問い合わせ・苦情等への対応体制などは充実しているか。	5点

- (3) ヒアリング審査は平成29年12月12日(火)に開催する。（日時等は後日連絡する。）
  - ① 事業者による説明（プレゼンテーション） 15分 ※説明者は2名以内とする
  - ② 質疑 10分程度
- (4) 結果については、選定後速やかに通知するものとする。なお、審査の経緯等については公表しないものとする。
- (5) 選定された事業者は、市と本提案業務に係る協定を締結するものとする。
- (6) 選定された事業者は、動画モニターを設置する施設ごとに行政財産の目的外使用申請を行うものとする。

## 8. 留意事項

次のいずれかに該当するときは、候補者としての決定を取り消すものとする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
- (2) 選定委員又はその関係者に接触を求めるなど、評価の公平性を害する行為を行ったとき。

- (3) 候補者の決定から協定締結までの間に、候補者の資金事情の変化等により、業務の履行が困難であると市が判断したとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、候補者としてふさわしくないと市が判断したとき。
- (5) 候補者が、参加資格要件に適合しなくなったとき。

## 9. その他

- (1) プロポーザル参加申込書を提出した後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに書面（任意の書式）にて申し出ること。
- (2) 書類提出後の追加及び修正は認めない。また、提出された書類は返却しない。
- (3) 提出書類は本事業の選定以外に無断で使用しないものとする。ただし、情報公開請求があった場合は、土岐市情報公開条例（平成 11 年 9 月 10 日条例第 26 号）に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (4) 提出書類の作成に係る一切の費用については、事業者の負担とする。
- (5) 一定の適格性を満たす参加者がいないときには、候補者を選出しない場合があるものとする。

## 10. 問い合わせ先

〒509-5192

岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101番地

土岐市役所総務部総合政策課 担当：林、水野

電話：0572-54-1111（内線212）

FAX：0572-54-1127

E-mail：sosei@city.toki.lg.jp